薬生副発 0 8 2 5 第 1 号 令 和 4 年 8 月 25 日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局)長 殿

川口市 収受 04. 08. 25 管理課 第203号

厚生労働省医薬 · 生活衛生局総務課 医薬品副作用被害対策室長

(公印省略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害 救済制度に関する集中広報の周知について(協力依頼)

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)では、毎年、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関(都道府県立病院及び市町村立病院を含む。)などに周知し、広報にご協力いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載していただきますようご協力お願い申し上げます。

機構では、リーフレット・ポスターの他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。

また、職員を講師として医療機関や自治体等に派遣し、健康被害救済制度に関する講演(出前講座)を無料で実施しております。さらに、出前講座の内容をオ

ンラインで受講できる e ラーニングを医薬品副作用被害救済制度特設サイトに 開設いたしました。ぜひご活用ください。

(広報資料) https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html (出前講座) https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html (出前講座チラシ) https://www.pmda.go.jp/files/000236756.jpg (e ラーニング) https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html (e ラーニングチラシ) https://www.pmda.go.jp/files/000244569.pdf

記

集中広報の実施内容(予定)

- 全国の新聞への広告掲載
- 〇 全国でのテレビスポットCM
- O Web 広告 (「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度 紹介のアニメーション動画の配信)
- 〇 医療関係専門誌への広告掲載 など
- ※ 別添にて広報例(原稿)をお送りします。広報誌に掲載するなどのため に電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

(本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課 Eメール: kyufu@pmda.go.jp

- 〇出前講座 e ラーニングについてのお問い合わせ窓口 電話番号: 03-3506-9460
- 〇広報資料請求・救済制度に関する相談窓口

電話番号:0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間:(月~金)9時~17時(祝日•年末年始を除く)

(本件通知担当者)

厚生労働省医薬·生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室 荒木(内線2717)、鈴木(内線2902)

(代表電話)03-5253-1111、(直通電話)03-3595-2400

Eメール: fukutai01@mhlw.go.jp

医療関係者の皆さまへ

医薬品副作用被害救済制度

eラーニング 学びませんか?

PMDAでは、医薬品副作用被害救済制度の周知向上を図るために医療機関や自治体などに向けて、 医薬品副作用被害救済制度等に関する出前講座を行っております。講座で使用しているスライドを 用いたeラーニング講座で制度を学びませんか?このeラーニングはパソコンはもちろん、スマート フォンやタブレットで時間・場所を問わず利用することが出来ます。



Point | 講座の受講料は不要

医薬品副作用被害救済制度特設サイトに常時掲載。どなたでも何度でも利用が可能です。

Point 2 研修や講義でも利用可能!

医療機関・医師会・薬剤師会・行政機関等の研修や大学等での講義で利用可能です。 事前にご連絡をいただければ視聴者数や受講者名簿を主催者にご提出することも可能です。



医薬品副作用被害救済制度 e ラーニング講座の受講方法



PMDAのトップページから 【医薬品副作用被害救済制度】 特設サイトのバナーをクリック。

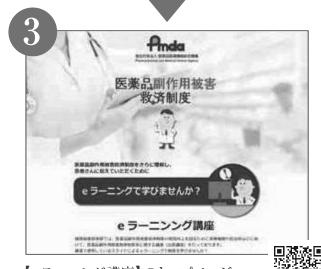
> 医薬品副作用被害 救済制度 ឆ業を使うすべての方に 救済制度 知ってほしい制度です。



【医療関係者の皆さま】ボタンをクリック



【医療関係者の皆さま】トップの 【e ラーニング講座】 ボタンをクリック



【eラーニング講座】のトップページへ。

【問い合わせ先】医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

- eラーニング講座に関する問い合わせ 電話番号: 03-3506-9460 Eメール: kyufu@pmda.go.jp
- 医薬品副作用被害救済制度相談窓口

0120-149-931 受付時間:(月~金)9時~17時(祝日、年末年始を除く)

Eメール: kyufu@pmda.go.jp

■ eラーニング講座の詳細は PMDA ホームページ特設サイトをご覧ください。 https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html



薬生発 0712 第 3 号 令和 4 年 7 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長 (公 印 省 略)

「薬と健康の週間」の実施について

医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民の間に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、令和4年10月17日(月)から10月23日(日)までの1週間を「薬と健康の週間」とし、別添の令和4年度「薬と健康の週間」実施要綱に基づき、実施することとしましたので、格段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、貴管下市町村に対しては、その協力を得られるようお取り計らいいた だくとともに、実施状況の報告を併せてお願い申し上げます。

保健所設置市長と特別区長に対しては、本職より別途通知していますので申し添えます。